

＼ 買い物でお店を応援！ ＼



長岡京市
LINE
クーポン 祭

事業所ガイド

登録申込み～店舗における LINE クーポンの使用～割引実施額の請求までの流れを説明します。

お友だち登録はお済みですか？

クーポンの配信は、長岡京市の公式 LINE アカウントで行います。LINE からの事業所登録申込み(※)、配信されるクーポンの確認を行う場合は、事前に市公式LINEアカウントをお友だち登録する必要があります。

※LINE からの申込みが難しい場合は、市 HP から申込みできます。

QRコードを読み取って
お友だち登録



1 LINE クーポンの券種をえらぶ

申込時にクーポンの券種を次の5種類から1つだけ選びます。

申込後、クーポンの券種は原則変更できません。

また、選択していない割引額を適用することはできません。

- | | | |
|---|----------------|-----------|
| ① | 1,000 円(税込)以上で | 300 円割引 |
| ② | 2,000 円(税込)以上で | 600 円割引 |
| ③ | 3,000 円(税込)以上で | 900 円割引 |
| ④ | 4,000 円(税込)以上で | 1,200 円割引 |
| ⑤ | 5,000 円(税込)以上で | 1,500 円割引 |

クーポンの適用例は次のとおりです。

クーポンの適用例

(例1) クーポンの券種 **1,000 円(税込)以上で 300 円割引** を選んだとき

支払額が 800 円(税込)だった場合:1,000 円未満なので使用不可

支払額が 1,500 円(税込)だった場合:使用可 → 300 円割引を適用して、1,200 円で会計

支払額が 5,000 円(税込)だった場合:使用可 → 300 円割引を適用して、4,700 円で会計

(例2) クーポンの券種 **5,000 円(税込)以上で 1,500 円割引** を選んだとき

支払額が 4,500 円(税込)だった場合:5,000 円未満なので使用不可

支払額が 5,000 円(税込)だった場合:使用可 → 1,500 円割引を適用して、3,500 円で会計

支払額が 10,000 円(税込)だった場合:使用可 → 1,500 円割引を適用して、8,500 円で会計

2 LINE クーポンの配信期間

クーポンの配信期間は、**令和4年10月20日(木)～11月16日(水)の4週間**です。
初日に全店舗のクーポンが一斉に配信されます。

3 事業所登録申込み

LINE クーポンを配信する事業所として登録が必要です。
LINE 入力フォームから事業所情報などを入力して登録を申し込みます。
LINE からの申込みが難しい場合は、市 HP から申し込んでください。

くわしくは、右の QR コードを読み込んで市 HP をご確認ください。

LINE クーポン祭
事業所用 HP



QR コードを読み取ると
市 HP にアクセスします

4 店舗用ポスターの掲示

配信開始までに店舗用ポスター等をお送りします。
登録店舗であることがわかるように店頭に掲示をお願いします。



5 LINE クーポン配信開始

配信初日の0:00から配信最終日の23:59までクーポンを使用することができます。
お客さんが、配信されるクーポンの中から使用したいクーポンを選び、店舗を利用します。

クーポンの使用は4週間のクーポン配信期間中、**各店舗1アカウント1回限り**。
配信期間中であれば、いろいろな店舗のクーポンを1回限り使用することができます。

(配信されるクーポンのイメージ) ※実際のクーポンは、業種ごとに分類して掲載しています。

<p>1回使用可</p>  <p>カフェ〇〇 1,000円(税込)以上で200円割引 店舗住所 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇</p> <p>クーポンを使う</p> <p>店舗HP</p>	<p>1回使用可</p>  <p>焼肉〇〇 5,000円(税込)以上で1,000円割引 店舗住所 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇</p> <p>クーポンを使う</p> <p>店舗HP</p>	<p>1回使用可</p>  <p>〇〇サイクルショップ 5,000円(税込)以上で1,000円割引 店舗住所 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇</p> <p>クーポンを使う</p> <p>店舗HP</p>	<p>1回使用可</p>  <p>〇〇理髪店 3,000円(税込)以上で600円割引 店舗住所 〇〇〇〇 電話番号 〇〇〇-〇〇〇</p> <p>クーポンを使う</p> <p>店舗HP</p>
--	---	--	--

**使用したいクーポンを選ぶ
期間中、それぞれ1回使用可**

6 会計時のLINEクーポンの確認

お客さんが商品を購入もしくはサービスを利用し、その支払額が設定したクーポンの割引対象額以上となった場合は、LINEクーポンを使用することができます。

会計時にお客さんのスマートフォン等に表示されたお店のクーポンを確認します。



お客さんのスマートフォン等の画面を確認するので、店舗側がスマートフォン等を用意する必要はありません。

7 LINEクーポンが「使用済み」になったことの確認

目の前でクーポン画面の「使用済みにする」のボタンをタップしてもらい、クーポンが「使用済み」になったことを確認します。「使用済み」にならないと、市の集計用のシステムに反映されません。

必ず「使用済み」になったことを目視で確認してください。

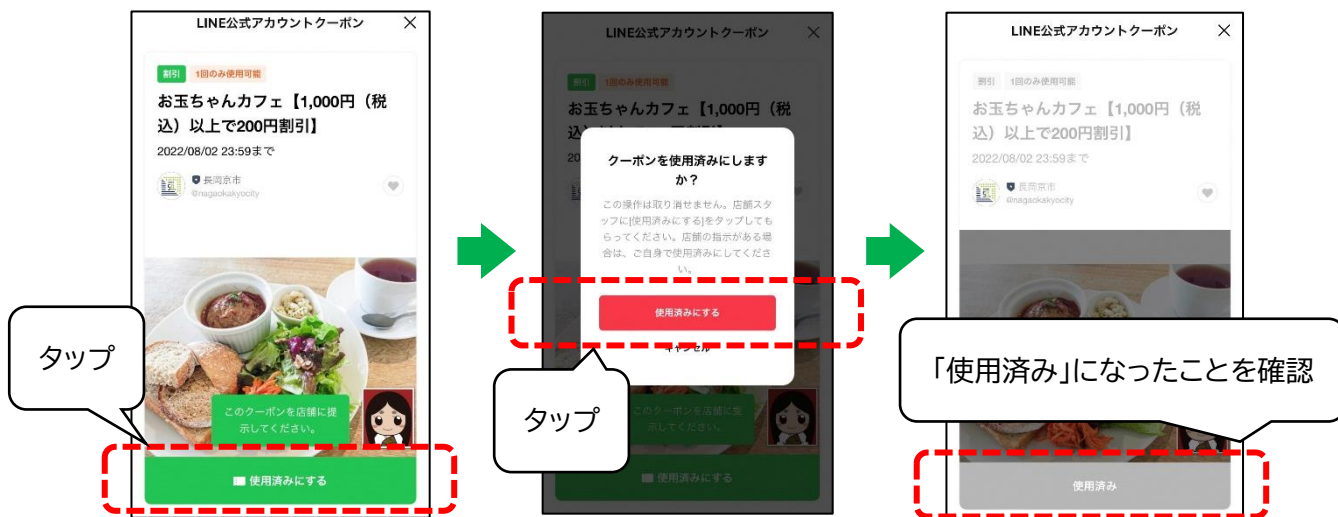
クーポンを「使用済み」にしてください



<確認する画面>

必ず使用済みになったことを確認

- 1 クーポンを見せてもらいながら、「使用済みにする」をタップしてもらう
- 2 もう一度「使用済みにする」をタップしてもらう
- 3 「使用済み」になったことをお客さんと一緒に確認する



8 LINEクーポンの適用とお会計

クーポンが「使用済み」になったことを確認したら、割引額を差し引いた金額で会計してください。

クーポンはレジと連動しません。**割引対応を忘れずに行うようお願いします。**

なお、クーポン使用時の決済方法の指定はありません。各店舗で可能な決済方法(現金、クレジットカード、その他電子決済等)で対応してください。

9 LINEクーポンの使用実績の記録

クーポンの使用回数を使用日ごとに必ず記録しておくようにしてください。

クーポンの割引実施額を市に請求する際、「LINEクーポン実績報告書兼請求書」に使用実績の記入が必要になります。

記録方法に指定はありません。お店の都合のよい方法で記録してください。

(レジにキーを設定して記録する、タブレットなどに入力して記録する、紙に書いて記録する など)

記録するもの **使用日ごとの使用回数**

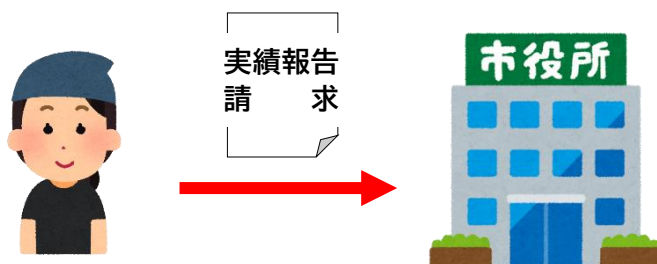


使用実績は必ず記録してください

10 LINEクーポンの使用実績の報告と割引実施額の請求

割引を実施した総額に相当する金額を交付します。

クーポンの配信期間の終了日から14日以内に、クーポンの使用実績を「LINEクーポン実績報告書兼請求書」により報告し、交付の請求をしてください。



なお、実績報告の内容に疑義が生じたときは、関係書類等の提出を求めたり、立入調査を行ったりする場合があります。

11 割引実施額を交付します

10の実績報告と請求に基づき、交付を決定します。

クーポンの割引実施額は、交付決定日から30日以内に、登録申込み時に指定した口座に振り込みます。



12 登録の取消しやLINEクーポン配信の停止について

実施要綱や募集要項の規定を遵守しない場合は、登録を取り消します。登録を取り消した場合は、クーポンの使用実績があったとしても、割引実施額の交付対象外となります。

必ず市ホームページに掲載する実施要綱や募集要項を確認してください。

事業所のやむを得ない事情によりクーポンの取扱いができないと市が認めた場合は、クーポンの配信を停止します。配信を停止する前に使用されたクーポンについては、割引実施額の交付対象となります。クーポンの取扱いができない事情が発生したときは、すみやかに市商工観光課にご相談ください。

13 お問い合わせ

長岡京市 商工観光課 商工振興係

TEL:075-955-9688 FAX:075-951-5410

E-mail:syoukougankou@city.nagaokakyo.lg.jp

よくある質問

Q1 長岡京市の市民以外もクーポンを使用できますか。

A1 市公式LINEアカウントのお友だちであれば誰でもクーポンを使用することができます。

Q2 クーポンはいずれかの店舗で1回しか使用できないのですか。

A2 クーポン使用可能期間であれば、各店舗1アカウントにつき1回使用できます。
たくさんのお店のクーポンが配信されるので、この機会にいろいろなお店を利用してもらいたいと思います。

Q3 クーポンの使用対象となる特定の商品やサービスを指定する必要がありますか。

A3 クーポンは、実施要綱に定める使用対象外のものを除き、全ての商品・サービスを対象とすることができます。会計額がクーポンの設定額を超えていれば、クーポンを使用できます。

Q4 割引実施額を算定する際、どのようにクーポン使用実績を集計するのですか。

A4 各店舗において、クーポンの使用実績を記録し、クーポンの使用期間終了後、使用実績を報告していただきます。

原則は店舗の使用実績に基づいて割引実施額を算定しますが、市も「使用済み」となったクーポンの数を把握しているため、あまりにも差分がある場合は原因などを調査します。

クーポン使用ボタンの押し忘れや押し間違いも発生すると思われるので、2種類の使用実績を用いて精査します。

Q5 間違えて「クーポンを使用する」ボタンを押してしまったお客さんがいた場合は、どのように対応したらよいですか。

A5 会計時以外に「使用済み」にしてしまったクーポンは使用することができません。
会計ミスなど押し間違いの発生原因が店側にある場合は、お店側が押し間違いがあったお客さんであると確認できるのであれば(※)、次回来店時にクーポンを適用してもかまいません。

※ 押し間違いがあった日付、その事実を記したメモなどをそのお客さんに渡しておき、次回来店したときにそのメモを見せてもらう、など

Q6 複数名で飲食店を利用する場合や家族で商品を購入する場合、クーポンは1アカウント分しか使えないのですか。

A6 原則1会計あたり1アカウント分のクーポンしか使用できません。
ただし、複数名で商品を購入もしくはサービスを受ける場合で、会計を別々に行うことができる状況にあって、個々の会計額がクーポンの設定額を超えているのであれば、それぞれがクーポンを使用することができます。

(考え方)

- 複数名で飲食店を利用し、割り勘して会計する場合
会計を別々に行うことができる状況にあるため、1名あたりの会計額がクーポンの設定額を超えているのであれば、それぞれがクーポンを使用することができます。
- 複数名で1つの商品を購入する場合
購入する商品は1つであり、通常会計を別々に行うものではないので、1アカウント分のクーポンしか使用できない。
- 複数名で3つの商品を購入する場合
購入する商品は3つであり、会計を3つ別々に行うことができる状況にあるため、1商品あたりの会計額がクーポンの設定額を超えているのであれば、それぞれがクーポンを使用することができます。

Q7 家族で商品を購入もしくはサービスを受けるときで、未成年もLINEクーポンを所持している場合、会計を別々に行うことは現実的ではありません。会計をまとめて1回で行うことはできないのですか。

A7 A6の考え方にあてはまる状況であれば、便宜上会計を1回で行うことも可とします。